

Q&A

差額ベッド代の請求ができるケースは？

Q1. 当院で大部屋に入院している認知症の患者が、夜間の独語など他の入院患者に対して影響を及ぼす行為が見られるようになったため、大部屋での入院継続は困難と判断し、患者およびその家族に対し退院するか個室に移動するかを訊ねた上、大部屋と個室との差額（差額ベッド代）を明記した同意書への署名をしてもらい、個室に移動してもらうこととなりました。この場合、患者に対し差額ベッド代を請求することは可能でしょうか。

Q2. 他病院に入院中の患者が当院への転院を希望し、大部屋を希望したものの、大部屋が空いていなかったため、病院側から個室を提案し、差額ベッド代も発生することも説明した上で同意を得ました。個室の料金を記載した同意書も交わしています。ところが、後になって、患者から差額ベッド代の支払いを拒否されました。この場合、差額ベッド代を支払ってもらうことはできないのでしょうか。

A1. 差額ベッド代を請求することはできないと考えます。

厚生労働省は、大部屋と個室との室料差額（差額ベッド代）を請求してはならないケースとして、次の3つの例を挙げています¹⁾。

- ① 同意書による同意の確認を行っていない場合（当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む）
- ② 患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させる場合
- ③ 病棟管理の必要性等から個室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

Q1のケースでは、患者から同意書を取得しており、①のケースに該当しないため、一見すると差額ベッド代を患者に請求してもよいようにも思われます。

しかし、独語等による他の入院患者への影響を避けるためにやむを得ず個室への移動を行っていることから、③の「病棟管理の必要性等から個室に入院させた場合」に該当するので、差額ベッド代の請求の可否は、「実質的に患者の選択によらない場合」と言えるかどうかにより判断されることとなります。

この点、厚生労働省は、③に当たるケースとして、「MRSA 等に感染している患者であつて、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者」¹⁾ という例を挙げています。この例示からすると、病棟管理の必要性から患者に対し個室への移動を求めざるを得ない場合、つまり患者側からみると個室への移動を拒否することが実質的に難しい場合には、患者の同意がないときはもちろんのこと、患者から形式的な同意を取り付けていたとしても、「実質的に患者の選択によらない場合」に当たり、差額ベッド代を請求することは適当でないと評価される可能性が高いと考えます。

Q1 のケースは、大部屋に入院している他の患者への影響を避けるという病棟管理の必要性に基づくものであって、患者からすると「退院するか個室に移動するか」の二択を迫られ、入院を継続するには個室に移動する選択肢しか与えられていないため、個室への移動を拒否することが実質的に難しい場合と言えます。したがって、「実質的に患者の選択によらない場合」に該当し、差額ベッド代の請求をすることはできないと考えます。

A2. 基本的には、差額ベッド代を請求することは可能と考えます。

厚生労働省の見解は、差額ベッド代の請求の可否の基準について、入院中に個室に移動する場合と、入院当初から個室に入室する場合とで区別をしていません。したがって、他院から転院してきた患者が個室に入院する場合についても、差額ベッド代を請求することが認められないケースに当たらなければ、患者に対し差額ベッド代の負担を提案し同意を得ることに問題はありませぬ。

Q2 のケースでは、同意書を交わす形で患者から同意を得ていますので、厚生労働省が差額ベッド代を請求できないケースとして挙げる上記①は当てはまりませぬ。②③にも当てはまらないようですので、基本的に差額ベッド代の請求はできると考えます。ただし、上記①～③はあくまで例示です。そのため、差額ベッド代の請求の可否は、事例ごとに個別に判断されます。

上記①～③には、いずれも、個室への移動が患者の真意に基づく選択とは認められない例が挙げられています。この例示からすると、患者の選択の前提となる情報が不足している場合、例えば、大部屋への入院を希望する患者に対し大部屋の空き状況を説明せずに個室への入院を勧め、これに患者が同意したような場合には、患者が客観的な情報を把握した上で真意に基づき個室を選択したとは認められず、差額ベッド代の請求が認められない

可能性もあります。

このように、請求の可否の判断に当たっては、患者がどのような理解に基づき個室への入室に同意したかも重要となるので、同意の取得に当たっては、患者が合理的に判断できるだけの説明を行うことが重要です。また、署名を取得する同意書にも、差額ベッド代の支払義務が生じることの記載に加え、例えば厚生労働省の挙げる差額ベッド代を請求してはならないケースに該当しないことを明記するなど、患者が状況を理解して任意に署名できる工夫も有用と考えます。

【参考文献】

- 1) [「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について](#)
(平成 18 年 3 月 13 日保医発 0313003 号, 最終改正: 令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 10 号)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [TOOLS/2 医療保険***](#)
- ・ [第 208 回 不誠実な患者対応 突然退院を迫られた上に、連絡もなく個室に入れられ差額ベッド料を請求されたが、納得できない… / 不誠実な患者対応 誤嚥性肺炎で入院した義母の栄養補給が遅れて激痩せ 大学病院に転院すれば回復するか***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。